

第1条（利用規約の適用）

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます）は、ゲートウェイ・セキュリティ運用監視サービス利用規約（以下「利用規約」といいます）を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下「契約者」といいます）に対し、利用規約、及び別紙 1 に定めるゲートウェイ・セキュリティ運用監視サービス仕様書（以下「仕様書」といいます）に基づきゲートウェイ・セキュリティ運用監視サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条（利用規約の変更）

当社は、この利用規約およびこれに付随する文書を変更することがあります。利用料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合にあっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ゲートウェイ装置	契約者のネットワークとインターネットとの接続点もしくは、契約者のネットワーク内に設置し、当社に、セキュリティ・オペレーション・センタからの遠隔監視・運用を委託する装置。
対象ネットワーク	契約者または第三者が管理し、ゲートウェイ装置を設置する論理ネットワークであって、契約者が指定するもの。

第4条（サービスの内容）

当社が提供する本サービスの内容は、仕様書のとおりとします。

第5条（サービス提供条件）

本サービスは、常時接続可能なインターネット接続環境を有する日本国内（離島など一部地域を除きます）に対して提供します。

- 2 サービスで使用するゲートウェイ装置は、当社が認定する装置に限定されるものとし、運用ならびに設定は当社もしくは、当社が認定した工事店が行います。
- 3 契約者は対象ネットワークとインターネットとの通信が行われる環境を用意するものとします。
- 4 契約者はゲートウェイ装置に割り当てるグローバル IP アドレスもしくは、対象ネットワークのプライベート IP アドレスを用意するものとします。
- 5 契約者はゲートウェイ装置を設置する場所、電源、ゲートウェイ装置に接続するケーブルを用意するものとします。
- 6 契約者（契約者のネットワークに接続してゲートウェイ装置経由でインターネット等を利用する利用者を含みます）は、当社にサービス運用に必要なゲートウェイ装置のログ情報について提供することに同意するものとします。
- 7 契約者は、ゲートウェイ装置において使用されるソフトウェアライセンスを正当に取得し、その使用許諾に同意するものとします。

第6条（責任および保証の限定）

当社は、当社内の本サービス提供のための設備およびゲートウェイ装置以外に起因する対象ネットワークの障害に責任を追わないものとします。

- 2 本サービスは以下の事項を保証するものではありません。
 - (1) ゲートウェイ装置に全く故障が発生しないこと。
 - (2) 全ての侵入、攻撃、ウィルス（スパイウェアを含む）、スパム（フィッシングメールを含む）を検知すること。
 - (3) 不正アクセスが全く発生しないこと。
 - (4) URL フィルタリングがクライアントからのアクセスを完全に制限すること。
- 3 本サービス利用のための契約者のネットワークの設計のコンサルティング、またはシステムインテグレーションは本サービスの対象外とします。
- 4 契約者は、本サービスで提供される監視結果に記載される情報が契約者の設備の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。監視結果を基に契約者が契約者の設備の改善や機器の購入等を行う場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 契約者が、本サービスを利用中に、通信環境を変更しようとする場合には、事前に当社に対し連絡し、許可を得るものとします。許可なく行われた通信環境の変更に起因するサービスの中断、停止に当社は責任を負わないものとします。
- 6 本サービスは契約者を保護するために常に通信を監視するサービスであることに鑑み、契約者の通信速度の低下等が発生する場合があることにつき、契約者はあらかじめ了承するものとします。

第7条（特約の制定）

当社は、業務上必要ときは、利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第8条（契約者の制限）

契約者は、日本国内に事業拠点を有する法人、任意組合、個人事業主に対して提供します。

第9条（契約の申込）

本サービスの利用の申込みは当社所定の申込書を提出することによりするものとします。

- 2 前項の利用申込みにあたり、申込者の与信調査を実施させていただく場合がございます。
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第10条 (契約申込の承諾)

当社が第9条に従ってなされた申し込みを承諾した場合は、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。本規約を内容とする契約(以下「本契約」といいます)は同書面に記載された日付(以下「契約日」といいます)をもって成立することとします。

- 前項の契約成立後、当社もしくは、当社認定の工事店と契約者の間でゲートウェイ装置の監視開始に必要な工事(以下「初期工事」といいます)の日程を調整し、初期工事を実施します。初期工事が完了した日を本サービスの利用開始日とします。
- 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
 - 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - 本サービスの申込をした者が第30条(提供停止)第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
 - 本サービスの申込をした者が過去において、本サービスほか当社の提供するサービスにおいて利用規約違反に基づく契約解除になったことがあるとき。
 - 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
 - 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。
 - 本サービスの申込みをした者が当社または本サービスの信用を現に毀損、または毀損するおそれがあるとき。
 - 本サービスの申込みをした者が本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える様態にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。
 - 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

第11条 (初期工事)

契約者は、当社もしくは、当社認定の工事店の実施する初期工事の実施に協力するものとします。

- 当社は、初期工事の実施にあたり、次の各号に該当する場合は、工事を中止します。
 - 工事場所への立ち入り、工事に必要な設備へのアクセスができない場合。
 - 契約者の責により、工事に必要な機器や環境が整っていない場合。
- 前項により、工事が中止された場合には、当社もしくは、当社認定の工事店と契約者の間で工事実施日を再度調整すると共に、契約者は作業員の再派遣に要する費用を負担するものとします。
- 当社は、初期工事が終了した場合には、契約者に対してゲートウェイ装置を引き渡すと共に、終了したことを書面にて通知をします。
- 契約者は、当社より前項の通知があった場合には、工事内容に相違等がないことを確認し、当社に書面により通知することとします。
- 前項において、契約者が当社に対し設定内容の確認を終えた日を初期工事完了日とします。

第12条 (利用期間)

本サービスの利用期間は、第10条第2項に定める利用開始日から2年間を経過するまでとします。ただし、サービス毎に別の定めがある場合はこの限りではありません。

- 契約者が第31条第2項に基づき契約の解除を行わない場合、前項の利用期間は自動的に1年間延長されるものとします。
- 本サービスの最長利用期間は利用開始日から5年間を経過するまでとします。

第13条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、次の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- 氏名または名称
- 住所
- 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- 当社に届け出た請求書送付先
- その他当社が指定する事項

第14条 (契約者の地位の承継)

契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

第15条 (権利の譲渡等)

契約者は、第三者に対し、本サービス契約上の権利または義務を譲渡または移転することはできません。

第16条 (機能、設定の変更)

契約者が本サービスにおける機能、設定の変更、移設工事を希望する場合、当社所定の変更申込書を提出するものとします。なお、この場合の承諾に関しては、第10条を準用するものとします。

- 契約者は、機能、設定の変更、移設工事に関して当社に別紙2に定める費用を支払うものとします。

第17条 (本サービスの廃止)

当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。当社は、本サービスを廃止する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にその旨周知し、本サービスを廃止することとします。

- 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第18条 (利用責任者)

契約者は、本サービスの利用にあたり、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本サービスの利用適正化を図るため、本サービスの利用責任者を当社が別に定める方法により当社に届け出るものとします。利用責任者が交代したときも同様とします。

第19条 (契約者の協力義務)

契約者は、当社より本サービスの提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

- (1) ゲートウェイ装置の製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持すること。
- (2) ゲートウェイ装置の仕様に従った運用を行うこと。
- (3) その他、当社が本サービスの履行に関し協力を求める事項。

第20条 (機器等の管理)

契約者は、ゲートウェイ装置を善良なる管理者の注意をもって、保管・使用するものとします。

- 2 当社の承諾がある場合を除き、ゲートウェイ装置の設定変更、停止、移動、取り外し、変更、分解または損壊をしないものとします。
- 3 当社は契約期間内において、ゲートウェイ装置本来の目的に従った使用をしていたのにもかかわらず、契約者の責任ではない故障が発生した場合、ゲートウェイ装置の製造メーカーが保守物品を供給できる範囲において無償でゲートウェイ装置の修理もしくは交換を行ないます。ただし、次の場合には、当該無償修理交換の対象から除外するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 使用上の誤り、当社が認めた機器以外の機器との接続による故障および損傷。
 - (2) 当社から契約者へのゲートウェイ装置の引渡し後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
 - (3) 火災、地震、風水害その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。
 - (4) 契約者による不当な修理や改造による故障および損傷。
 - (5) 紛失、盗難。
 - (6) その他契約者の責に帰すべき事由による故障および損傷。
- 4 契約者は、貸与されたゲートウェイ装置において、前項の各号に該当した場合、速やかに当社に通知するとともに、当該装置の修理費用または購入代価を当社に支払うものとします。

第21条 (禁止行為)

全ての契約者において、次の各号の行為を禁止します。

- (1) ゲートウェイ装置を当社の承諾なく設置場所から移動すること。
 - (2) ゲートウェイ装置を譲渡または担保に供すること。
 - (3) ゲートウェイ装置を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
 - (4) プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
 - (5) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他ゲートウェイ装置のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (6) 当社の許可なくゲートウェイ装置の設定を変更すること。
 - (7) ゲートウェイ装置を転貸または売却して第三者に利用させること。
- 2 前項の規定に違反してゲートウェイ装置を毀損した場合には、当社または当社が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。また、復旧、修理が不可能である場合は当該装置の購入代価を損害賠償として負担するものとします。

第22条 (サービスの料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙2に定めるゲートウェイ・セキュリティ運用監視サービス料金表(以下「料金表」といいます)のとおりとします。

第23条 (料金の請求および支払い方法)

本サービスの料金の課金開始日は利用開始日の翌月1日とします。ただし利用開始日が暦月の初日の場合は利用開始日を課金開始日とします。

- 2 契約者は、次の各号の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。
 - (1) NTT 東日本・西日本 電話請求書によるお支払い(以下、「NTT 請求代行」といいます)
 - (2) 請求書によるお支払い
 - (3) 口座振替
- 3 契約者に請求する料金は以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。
 - (1) 初回の請求においては初期工事費用、または第11条第2項および第3項の場合、初期工事費用と再工事費用の合計額を請求します。
 - (2) 第16条に定めるゲートウェイ装置の設定の変更、移設工事があった月の料金の額は、当該工事費用と月額料金の合計額とします。
- 4 解除月の月額料金は、日割り計算を適用せず、当月1か月分の料金を請求します。

第24条 (延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合、契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、遅延日数1日につき、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うこととします。

第25条 (消費税等)

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第26条 (端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第27条 (債権回収の委託)

契約者は、本サービスの料金等の当社への債務の支払を怠った場合に、当社が当該債権の回収業務を、「債権管理回収業に

関する特別措置法」により法務大臣の許可を受けた債権回収代行会社へ委託することを、あらかじめ承諾するものとします。

第28条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第29条（提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守、工事、または障害等やむを得ないとき。
- (2) 天災、地変、その他非常事態が発生、もしくは発生する恐れがあるとき。
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。なお、サービス提供中止により契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任は追わないものとします。

第30条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本規約に違反し、または違反する恐れがあることが明らかであるとき。
- (2) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき。
- (3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されません）を与えたとき。
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
- (5) 契約者が NTT 請求代行を指定した際、NTT 東日本または NTT 西日本が定める申込期限内に有効な申込手続きが完了されないとき。
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

第31条（契約の解除）

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、事前に催告することなく、ただちに、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 第 30 条（提供停止）各号に定める事由に契約者が該当するとき
- (2) 契約者について、破産、会社更生または民事再生に係る申立があったとき
- (3) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき
- 2 契約者は、当社に対し、解除の日の 1 ヶ月前までに書面でその旨を通知することにより、本契約を解除することができます。通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が 1 ヶ月未満である場合は、解除の効力は、当該通知があった日から 1 ヶ月を経過する日に生じます。ただし、契約者は、第 12 条に定める期間については、契約を解除することはできないものとします。やむを得ず解除する場合、契約者は、利用期間の残余の期間に相当する料金の全額を当社の定める期日までに支払うものとします。
- 3 本契約が前 2 項何らかの理由で終了した場合には、契約者は、当社の指示に従い、当社の指定する期間内に、貸与されたゲートウェイ装置を返却するものとします。
- 4 前項の期間内に、契約者がゲートウェイ装置を返還しない場合、当社は契約者に対して、当該装置の購入代価を請求することができるものとします。
- 5 事由の如何を問わず、本契約の終了時における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、本契約の解除後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第32条（損害賠償の範囲）

当社の責に帰すべき事由によって損害を受けた契約者は、直接かつ現実の通常損害に限り、利用月額料金の範囲内で、損害賠償を請求することができるものとします。

- 2 前項の場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。
- 3 契約者が本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されません。）を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、本条で規定する責任をすべての責任とします。
- 4 天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第33条（損害賠償請求）

本規約第 30 条、第 31 条の場合において、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解除せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

第34条（機密保持）

契約者及び当社は、本サービスの利用または提供に関し知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」といいます）を、相手方があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとします。
 - (1) 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
 - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
 - (6) 法令に基づき開示が義務づけられた情報。
- 3 本条の規定は、本契約終了後においてもなお効力を有するものとします。
- 4 当社は個人情報保護に関する関連法律等及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 695 号）を遵守するものとします。

第35条（第三者への委託）

当社は、本サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

2 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたって、契約者の情報を業務委託先に開示することを承諾するものとします。

第36条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（準拠法）

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

以上

改版履歴

第 1.0 版（平成 19 年 5 月 14 日制定）

第 1.1 版（平成 19 年 6 月 5 日改定）

第 1.2 版（平成 19 年 10 月 4 日改定）

第 1.3 版（平成 20 年 3 月 13 日改定）

第 1.4 版（平成 20 年 7 月 29 日改定）